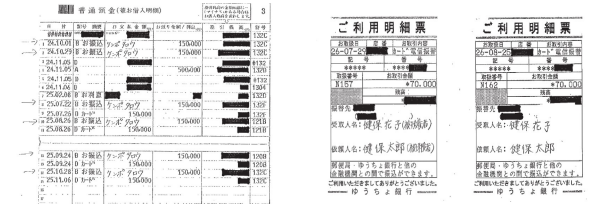


オムロン健康保険組合 令和 7 年度 扶養実態調査 提出書類の補足 (OB・任継用)

提出書類	内容
「所得証明書」 「非課税証明書」	個人の所得や住民税の額を証明する書類。無職(無収入)でも提出が必要。 2025年1月1日時点で「住民票」がある役所で「最新の所得を証明できる書類」と伝え令和7年度(令和6年度分が記載されている)の所得証明書を入手。 ※「源泉徴収票」「市民税・県民税特別徴収税額通知書」はすべての収入を確認できないので代用不可。 ①所得有(年金も所得に含む):「所得証明書」「課税(所得)証明書」 ②無収入:「非課税証明書」※「課税証明書」と兼ねている場合あり ③2025年1月1日時点海外在住で「住民票」を除籍:「住民票」を提出
「年金改定通知書」 「年金振込通知書」	今後の年金収入を証明するための書類。扶養条件を満たしていることを確認するため、受給されているすべての年金(遺族・障害・企業・老齢・厚生・国民・個人 など)の「通知書」の写しの提出が必要。 <今年度の「年金振込通知書」を紛失した場合> 年金振込口座の通帳の写し(表紙と直近の振込額がわかる頁)を提出。 ※個人情報保護のため、年金振込記載欄以外は黒く塗りつぶしてください
「確定申告書」 「青色申告書」 「収支内訳書」	年金以外の収入を確認するための書類。税務署に紙申告した場合は、書類の写し一式を提出。e-Tax の場合は、申告書上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が印字されている申告書類一式の写しを提出してください。申告書上部に印字がない場合は、受信通知(※)を提出。 ※受信通知:申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール <確定申告をしていない場合> 調査票余白に「確定申告をしていない」と記載。市民税・県民税が記載されている書類(「所得証明書」など収入額が記載されたもの)を入手し提出。
「年間取引報告書」	証券会社が作成・交付した配当金・分配金・利益などの取引が記載された年間の譲渡損益などが確認できる書類。特定口座を開設している方は「特定口座年間取引報告書」、一般口座の場合は「取引残高報告書」を提出。
「住民票」	直近の状況を確認するため、調査票提出日から 3 ヶ月以内に発行された「世帯全員の住民票(続柄記載あり)」 ※マイナンバーの印字は不要。印字されている場合はマジック等で黒く塗りつぶしてください
「学生証」	有効期限を確認するため、期限内の学生証の裏表の写しを提出。有効期限の記載がない学生証でも問題なし。
「受給資格者証」	受給している失業保険の受給期間や受給金額を確認するための書類。 雇用保険受給資格証の裏表の写しを提出してください。
給付金受給書類	受給している傷病手当金、出産手当金、労災保険の受給期間や受給金額を証明する書類。 各給付通知書の写しを提出してください。
送金証明書類	生活費の半分以上を被保険者が負担していることを証明するために、毎月被保険者から被扶養者に、生計費または被扶養者の収入を超える額の送金が行われていることを証明する書類。施設入所者(有料老人ホームは除く)は送金証明書類不要。直近6ヶ月分の送金で送金日・送金額・送金人(被保険者)・受取人(扶養家族名)が確認できる①もしくは②の書類のいずれか 1 つを提出してください。 ①金融機関の「銀行振込明細書」「郵便振込明細書」「振込依頼書」「現金書留」の控えなど ②送金内容がわかる「預金通帳」の表紙と該当ページの写し ※関係のない部分はマジック等で黒く塗りつぶす。「扶養削除」を選択した場合も送金証明書類不要。 
「入所証明書」	施設へ入所していることを確認するための書類。入所施設が書類を発行されたため、施設に依頼し入手のうえ提出してください。※有料老人ホームは除く
「新型コロナワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」	コロナワクチン接種業務に従事する医療職の収入額を確認のための書類。 2021年4月～2024年3月までコロナワクチン接種に従事した医療職(※)の接種業務に関する給与を収入確認の際の収入として含めないことを証明できる。コロナワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市区町村、医療機関等)に収入額に関して書類に記載をもらい提出してください。書類が必要な方はオムロン健康保険組合にご連絡ください。
「事業主の証明」	「年収の壁・支援強化パッケージ」の特別措置に該当するパート・アルバイトの方が勤務されている会社が発行する書類。 恒常的な超過ではなく、一時的な繁忙による被扶養者の収入要件の超過であることを会社が証明する必要がある。 必ず当健保 HP からダウンロードしてご提出ください。
「雇用証明書」	「年収の壁・支援強化パッケージ」の特別措置に該当するパート・アルバイトの方が、雇用契約上では扶養基準内であることを証明するための書類。直近の勤務時間・報酬額・交通費など年間の収入見込を計算できる内容が記載されているもの。必ず当健保 HP からダウンロードしてご提出ください。